

第一章
近世裾野の成立



第一節 近世初期の裾野

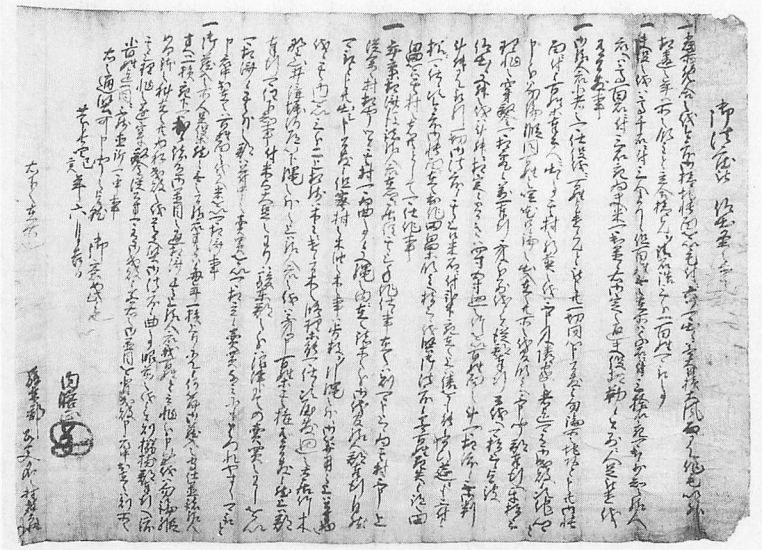
一 慶長四年六月吉日 横田村詮法度

御法度被 仰出条々事

一 当所免合之儀、今度御檢地帳面を以、毛付ニ六ツ可出候、若大日損・大風雨にて作毛以外相違之年ハ、所之領主と立合、検見ヲ請、石詰三分二百姓可取事

一 夫役之儀ハ高千石ニ付三人たるへし、但百姓無之在所ハ千石ニ付三拾石宛可出候、少知之給人衆へハ高百石ニ付三石宛為夫米可出置候、右御定之通夫役相勤候者、別ニ人足被遣儀有間敷事

一 御給人衆小者之可仕役儀ニ百姓を遣候ハんと被申候共、一切同心申間敷候、勿論所之地頭と申候共、御帳面ニ付候百姓等奉公人ニ出候事、其村之肝煎之儀ハ不申及、



隣家之者迄可有御成敗候、次他郷と申分ハ勿論、縦同百姓と喧嘩口論之出入在之共、所之代官・領主へ不申聞、郡奉行へ互指上、理非之穿鑿可相究候、万一奉行不及分別儀候者、從郡奉行公儀へ可指上候旨被 仰出候、又舛之儀ハ斗舛ニ相定候、とかきハ四寸五寸廻之竹を以、百姓面々計可相渡候、無御判斗舛にて取引一切御法度候、其上口米石ニ付式升宛在之上ハ、俵をも能ふるひ、筵ニも不付候様ニ可仕候、次今度御帳面ニ在之出作田畠等、領主へ指上候儀堅御法度候、若百姓死失候跡之田畠をハ其村之者共として可仕作事

一年貢等相済後諸給人衆在郷ニ居住、其上手作仕候事在之ハ則可申上候、為其村不申上從余之村相聞候者、其村可為曲事候、又繩之内ニ在之諸木之分、御代官・給人・郡奉行自然可取と申候共出シ申間敷候、但蜜柑之木・油之木之事ハ、步数ヲ引、繩之外ニ御算用之上ハ、公方物之儀候、其内を以三分二上、相残ハ木主ニ遣候間、木之修理等能可仕候、次屋敷廻之土居・竹木・野

山・井溝・堀・河・道以下繩之外之上ハ、給人衆之儀ハ不及申、百姓等其構有間敷候、然上ハ郡奉行可任下知事、付、米与大豆之わりハ、駿東郡之分ハ沼津にての売買之和也わしを以可相済候、其外之郡ハ府中之売買を以可相立候、売買なミにもはつれ、やすく可取と申衆中於在之ハ、百姓面々代かへ米を以可相済事

一御蔵入之所人足役等然々無之間、給衆方とハ毎年一損上りにて候、何篇御蔵入之守仕置、諸給人方へハ一損宛下可出候、諸色御置目之通相済、其上給人衆我百姓と云、非分申懸儀ハ勿論、縦如何体之科在之共、為私成敗之儀是又堅御法度候、曲事眼前之儀候者、則搦捕郡奉行へ渡、其上理非之遂穿鑿、從公方可有御成敗候、若右之御置目を背成敗申衆中於在之ハ、則所之小百姓迄一同ニ不殘直訴可申事

右之通堅可申聞之旨就 御意如此候也

慶長四亥年六月吉日

内膳正(花押) [朱印]

駿東郡公文名之村惣百姓中

第1節 近世初期の裾野

右下之在所也

(口絵参照)

(裾野市公文名 有井陽一氏所蔵)

※七月吉日発給「横田村詮法度」の異同部分のみ抄出

一 (第三条) 所之地頭と申候共、御帳面ニ付候百姓等奉公人ニ出候

事、其村肝煎之儀ハ不及申、隣家之者迄可有御成敗候、

并御代官衆・御給人衆にても小者之可仕役儀ニ百姓を

遣候ハんと申候共、一切同心申ましく候、次ニ他郷と

申分ハ勿論、縦同百姓と喧嘩口論之出入有之共、所之

代官・領主へ不申聞、郡奉行へ互ニ指上、理非之穿鑿

可相究候(以下同文)

(第四条の付以下)付、米与大豆之わりハ沼津町之売買
之次を以可算用候、売買なミにもはつれ(以下同文)

慶長四亥年七月吉日

内膳正(花押) 宋印

此所府中衆知行所ニ成候者、年貢米沼津までハ可相届候
也

右下ノ在所也

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵)

駿東郡 上田村惣百姓中

二 (一五九七) 八月二七日 年貢納入につき横田村詮折

紙

以上

御知行割無之以前ニ、先給人衆年貢のふる未進・夫銭な
と、号、当米を以可取と申共、一切出間敷候、若牛馬・

女子其人質ニ取候者、百姓共出合可取返者也

八月廿七日

内膳正

村詮(花押)

御宿村

肝煎中

上田村

肝煎中

千福村

肝煎中

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵)

三 (二五九九) 慶長四年八月二七日 上田村肝煎交替につき横田

村詮折紙

尚以此書中 [] 則此宮内左衛門方へ相渡し以来の証
文に持度候由候間如此候、已上

急度申遣候、駿東内上田村肝煎之事、此前者新七郎と申
者仕来候由候へ者小百性共めいわく仕候由申候間、自今
以後者御宿宮内左衛門其村之肝煎ニ仕度由小百性共のそ
ミ候間、得其意候而、宮内左衛門ニ上田村之公方役等之
可申付候、為其如此候也

(慶長四年)

内膳正

亥 八月廿七日

村詮(花押)

[] 衛門とのへ

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵)

四 (二五九九) 慶長四年九月二九日 上田村肝煎任命につき横田

村詮折紙

以上

上田村之肝煎、自今以後者其方ニ申付候間、可成其意候、
御宿村ニ抱候田地者出作分ニ可仕候、為其如此候也

(慶長四年)

内膳正

亥 九月廿九日

村詮(花押)

上田村

宮内左衛門

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵)

五 (二六〇七) 慶長六年十一月二三日 定輪寺領・門前諸役免除并

出正次手形

以上

桃園定輪寺領之事、御寺内ニおゐて五石之所引、御公方
が被進候間、重而 御朱印取可進候、并門前諸役令免除

候者也、仍如件

慶長六年

丑

霜月廿三日

井志摩守

正次(花押)

内大臣

慶長七年十二月十日

御朱印

定輪寺

(口絵参照)

(裾野市桃園 定輪寺所蔵)

(裾野市桃園 定輪寺所蔵)

六 慶長七年十二月一〇日 定輪寺への徳川家康寄進状

写

(端裏書)
一 慶長七年十二月十日

家康公朱印之義ハ本書者明治二年二月上旬、西之原へ

差出候、三 是ハ写也」

桃菌定輪寺領 寄附状

駿河国駿東郡大畠郷定輪寺寺内五石之事、全可寺納、寺

中竹木并諸役等令免許畢、者守此旨仏事勤行不可有怠慢

者也、仍如件

第1節 近世初期の裾野

七
慶長九年八月 御宿村永荒帳(竪)
(二六〇四)



(表紙)

駿州御宿村永荒帳
慶長九年
甲辰八月廿一日

宿畑	永荒畑	十三間	七畝拾壹步	宮内左衛門
当荒畑	永荒畑	十七間	貳畝廿五步	高西寺
永荒畑	永荒畑	廿四間	壹反六畝步	無主
かすもり 子荒畑	永荒畑	十八間	八畝拾貳步	与兵衛
同所 永荒畑	永荒畑	十六間	壹反廿步	無主
たきの上 永荒畑	永荒畑	十七間	四畝拾六步	善左衛門
同所 永荒畑	永荒畑	十四間	壹七廿六步	同
同所 永荒畑	永荒畑	六八間	壹七拾八步	同
まつは 永荒畑	永荒畑	廿五間	九畝五步	同

(表紙裏)

「持主 治左衛門」

第1節 近世初期の裾野

かり又 当荒畑	当荒畑	同所 永荒畑	そり畑 子荒畑	下畑 永荒畑	そり畑 永荒畑	同所 永荒畑	同所 永荒畑	ミヤ原 永荒畑	当荒畑	とじり 当荒畑
三五 間間	八十 間間	五八 間間	三十 間間	五八 間間	十廿 間間	十廿 間間	廿三 間間	八十 間間	式十 間間	四八 間間
拾五歩	式七廿歩	壹七十歩	壹反歩	壹七拾歩	六畝廿歩	六セ廿歩	式反歩	三セ六歩	廿歩	壹セ式歩
宮内左衛門	神右衛門	無 主	五郎右衛門	無 主	無 主	無 主	無 主	無 主	同 人	助 十
荒畑合老町六反三七七歩	当荒畑	永荒畑	永荒畑	永荒畑	□□畑	□□畑	同所 永荒畑	町屋畑 永荒畑	当荒畑	当荒畑
此石八石壹斗九升五合	三五 間間	廿三 間間	十四 間間	三十 間間	十三 間間	五八 間間	八十 間間	三十 間間	式六 間間	五十 間間
	十五歩	八畝歩	五七十八歩	壹七歩	廿六歩	壹七十歩	八畝歩	式反歩	十式歩	壹セ廿歩
	助 十	無 主	左衛門五郎入作	四郎左衛門	助 十	同 人	同 人	同 人	同分 同 人	ちやうかう分 宮内左衛門
	五ツ									

上ノ原かミあらいとウコウソウリ共ニ
永荒七町八反九畝拾式歩半

五ツ

此石三十九石四斗七升四夕

以上荒合九町五反三セ九歩半

此石四拾七石六斗六升五合四夕

□□合相済申候、以上

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

ハ (慶長一十九年) 四月九日 定輪寺村諸役免除につき長

野清定手形写

い上

定林寺村之事、如前々 御公方役之儀郷次其外人足役指

置申候間、田島被入御念可被仰付候、仍如件

(慶長一十九年)

長野九左衛門
清定判

卯月九日

定輪寺

御納所参

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵)

九 (元和五年) 九月一三日 定輪寺村諸役免除につき今

宮惣左衛門手形写

桃菌定輪寺村之事、前々任証文ニ 御公方役并郷次諸役

以下さし置申候間、田畑之儀被入御念候可被仰付候、仍

如件

今宮惣左衛門
判

(元和五年)
未ノ九月十三日

定輪寺

御納所

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵)

一〇 (元和六年) 九月二四日 茶畑村指出

(端裏書)

「御指出ミくりやにてあけ申候あとかき」

駿東郡茶畑村御指出し事

一 高四百拾八石式斗壹升五合

此内八斗五升八合ハ 巳ノ皆川成

此わけ

上田五町九反壹畝拾歩

十三

是ハ細井金五郎殿以て [] 辻権三郎殿へ渡る

中田七町貳反七畝拾四歩

十貳

七拾八俵ハ 網代へこし申候

下田九町七反五畝拾壹歩

十

但壹俵ニ付三斗六升五合まわし

上畠九町五反八畝廿七歩

八ツ

是ハ岡元殿へ渡し申候、六月廿日

中畠七町八反三畝九歩

七ツ

七拾九俵壹升五合 いたうゑこし申候

下畠拾壹町八反四畝拾九歩

四ツ

但壹俵ニ付三斗六升貳合廻

屋敷壹町九反三畝廿七歩

十

是ハ長十郎殿へ渡し申候、七月十日

田畑屋敷合五拾四町壹反四セ廿七歩

此内ニ而夫免あり

三百貳拾五俵ハ 御蔵御改被成候而米御くらニあり

此納方

以上

一米六百貳十七俵壹斗九升 未ノ年納

一米三十四俵貳斗七合

未進

此はらい

以上

九拾三俵 金子ニ而十二月中ニ納

一山手

無御座候

此金子十五両貳分 但壹両ニ付六俵つゝ

一うき役

無御座候

三十表(俵) 五わり 本米たねかり

一小物成

無御座候

一種借之外御代官御手代衆御かしかた無御座候

右何にても無隠有様ニ書上申候、若横合々訴人御座候ハ、

御法度ニ可被仰付候、以上

(元和六年)
申九月廿四日

新四郎(花押)

角 藏

御奉行様に御指出候跡書也

久右衛門尉

又左衛門尉

右分ミくりやにてあげ申候跡かき也

長右衛門尉

三郎右衛門尉

(沼津市 柏木正男氏所藏)

二 (六一二)
(元和七年)一〇月一九日 富沢村年貢割付状

富沢村西御年貢可納割付之事

高百三拾八石五斗九升五合

田畑屋敷共

此内卅石五斗九升五合

永荒ニ毎年引候

残百八石

此わけ

七拾六石九升九合 田石

此取三拾九石五斗七升式合 五ツ式分取

三拾壹石九斗壹合 畑やしき共ニ

此取拾三石七斗壹升八合 四ツ三分取

取合五拾三石式斗九升

右分米十五日以前ニ急度可有皆済者也、仍如件

(元和七年)
酉十月十九日

(安藤弥兵衛)
安 弥 兵 衛

右庄屋

百姓中

(口絵参照)

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所藏)

三 (六一三)
(元和八年)九月一日 茶畑村指出

駿東郡茶

百拾石式斗壹升五合

田畑屋敷共

内八斗五升八合ハ ミノ皆川成

上田五町九反壹セ拾歩

十三

一うきやく

無御座候

中田七町貳反七畝拾四歩

十貳

一小物成

無御座候

下田九町七反五畝拾七歩

十

右何にてもうきやく少成共無之候、若横合ハ訴人御座候ハ、御法度ニ可被仰付候、少も御うらミと有間敷候、為

以上

上畠九町五反八セ貳拾七歩

八ツ

後日仍如件

中畠七町八反三畝九歩

七ツ

(元和八年)
戌九月十一日

茶畑村之 新 四郎(花押)

下畠拾壹町八反四セ拾八歩

四ツ

同 角 藏(花押)

屋敷壹町九反三畝廿七歩

十

同 久右衛門(花押)

田畑屋敷合五拾四町壹反五畝貳歩

此内ニ而夫免あり

同 与惣左衛門尉(印)

一貳百三拾七石八合

酉之御年貢可納分

同 又左衛門尉(花押)

此内

百三拾五俵五升ハ

金ニ而納

三郎右衛門尉(印)

五百四拾貳俵八合ハ

米ニ而納

文右衛門(花押)

四拾六俵壹斗貳升五合ハ

本りたねかり納

(沼津市 柏木正男氏所藏)

以上

一山手

無御座候

三 (一六三)
〔元和八年〕九月一二日 茶畑村指出覚

〔端裏書〕
「権右衛門様へ指上申さしいたしのあとかき」

戌年之指出しおほへ茶畑村之分

上田五丁九反壹セ十歩

十三

内五反三セ廿二歩

夫免引

五丁三反七セ十八歩

分米六十九石八斗九升五合

中田七丁貳反七セ十四歩

十貳

内六反六セ四歩

夫免ニ引

内七セ五歩 かい川成ニ引

六町六反壹セ十歩

五反四セ五歩

分米七十九石三斗六升

内八斗五升八合ハ

ミノ皆川成ニ引

下田九丁七反五セ十一歩

十

内八反八セ廿歩

夫免引

八丁八反六セ廿一歩

分米八十八石六斗七升

夫免引
田以上貳十町八反五セ十九歩

内七セ五歩

かい川成引

田石合貳百卅七石九斗貳升

内八斗五升八合

ミノ皆川成引

貳百廿七石六升貳合 有高

上畠九丁五反八セ廿七歩

八ツ

内八反七セ五歩

夫免ニ引

八丁七反壹セ廿貳歩

分米六十九石七斗三升九合

中畠七丁八反三セ九歩

七ツ

内七反壹セ六歩

夫免ニ引

七丁壹反貳セ三歩

分米四十九石八斗四升七合

下畠十一町八反四セ十九歩

四ツ

内巻丁七セ廿歩 夫免ニ引

ノ十町七反六セ廿九歩

分米四十三石七升九合

○畠石合百六拾貳石六斗五升三合

や敷巻丁九反三セ廿七歩

内巻反七セ十八歩 夫免ニ引

ノ巻丁七反六セ九歩

分米拾七石六斗三升

夫免引
畑屋敷合貳拾八町三反七セ三歩

畑石合百八石貳斗九升五合

石高合四百拾八石貳斗一升五合

此内八斗五升八合 ミノ皆川成

残四百拾七石三斗五升七合 有高

元和八年
戌九月十二日

新四郎(花押)
久右衛門(花押)

山田権右衛門様へ

指出し跡かきおほへ

(付箋位置不明)
二元和七戌年之事也」
(八九)

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

四 寛永八年一〇月二八日 須山村年貢割付状
(六三二)

可納須山村未ノ御年貢米之事

高八拾五石四斗五升四合

内分

七石五斗五升八合

七拾七石八斗九升六合

取拾四石貳升貳合(割印)

右之通霜月中ニ急度可皆済者也

寛永八年十月廿八日

庄屋百姓中

(村上三石衛門)
村上三石(印)
(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管)

三 寛永一〇年一二月二日 富沢村年貢割付状
(六三三)

酉歳御年貢割付之事

一百三拾八石五斗九升五合 高

此分ヶ

田方百四石貳斗五升壹合

内

貳拾九石四斗壹升四合 永 荒

壹石八斗八升 検見捨

七拾貳石九斗五升七合 残 石

四ツ取 此取貳拾九石壹斗八升貳合

畑方三拾壹石貳斗六升八合

内

壹石六斗六升四合 永 荒

三ツ式分 貳拾九石六斗四合 残 石

此取九石四斗七升三合

屋敷三石七升六合

内

七斗八升 永 荒

五ツ 貳石貳斗九升六合 残 石

此取壹石壹斗四升八合

右取合三拾九石八斗三合

外

一米五斗九合 見 取

一米貳斗 山手役

右之分庄屋百姓寄合致勘定、極月十五日以前ニ急度皆
済可申者也、仍如件

寛永十年

十一月廿一日 長谷川藤右衛門[㊦]

富沢村

庄屋

百姓中

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

二六 寛永^(一六四二)一九年七月二六日 御宿村、代官より法度請書

覚

□^(C)此以前被仰付候男女衣類之事、庄屋ハ絹紬布もめん、

其外百性共ハ何も布もめん□□袖□帯ニも仕間敷□

□若相背□□見合ニ御はき取候、本人ハ籠舎、庄屋・

五人組与過錢ニ可被仰付候事

一不似合家作、自今以後仕間敷候事

一よめ取仕候共、乗物用申間敷候事

一荷鞍ニもうせんをかけ乗申間敷候事

右之条々堅可相守旨被仰付候、右上御口上□(二面)組頭ニ□(極)仰

聞候、是ハ面々為身尤くツろきためニて候間、少も違背

申間敷候、若右之条相背申もの御座候ハ、見合聞出次

第五人与中□□急度可申上候、隱置脇カ訴人御座候者、

本人並五人与中ハ不及申上、庄や・組頭共ニ如何□(様)之御

法度ニも可被仰付候、少も御恨□存間敷候、仍如件

寛永十九年

御宿村

午七月廿六日 善左衛門印 八郎兵衛印

喜左衛門印 弥右衛門印

御代官様

七左衛門印 市郎兵衛印
喜兵衛印 七兵衛印

惣左衛門印 八郎右衛門印

理兵衛印 太郎兵衛印

清左衛門印

(後欠)

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵)

一七 寛永一九年十一月一〇日 富沢村年貢割付状

午年富沢村御年貢可納割付之事

一高百三拾八石五斗九升五合 田畑辻

此分ケ

田方百四石式斗五升壹合

内

式拾三石八斗八升四合

拾式石四斗

六拾七石九斗六升七合

此取式拾石五斗壹合

畑方三拾四石三斗四升四合

永荒

午ノ検見捨

残石

内

式石式斗九升六合

屋敷

此取壹石三升三合

三拾式石四升八合

残石

此取拾石七斗壹升四合

取合三拾式石式斗四升八合

外

一米式斗

山手役

一高五石五斗七升

見取辻

此取式斗五升

右之通大小之百姓立合、高下無之様ニ内割致、来る極月

廿日以前ニ可致皆済、若其過於無沙汰者急度可申付者也

寛永拾九

午ノ霜月十日

(野村彦太夫
野彦太印)

富沢村

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

一六

(一六四五) 正保二年二月二三日 茶畑村小物成請取状

請取申申ノ薪ぬかわら代金ノ事

金子合式両式分九百三拾六文者

右者申ノ年分ニ請取所也

(正保二年) 西ノ二月廿三日 渡部平左衛門印

奥住新左衛門

茶畑村

孫 兵 衛との

六郎右衛門との

権右衛門との

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

一五

(一六四五) 正保二年二月二九日 茶畑村小物成請取状

請取申ぬかわら繩筵代納ノ事

鋳合百七拾文者

右者申ノ年分ニ請取所也

制印

第1節 近世初期の裾野

(正保二年)
西ノ二月廿九日

渡部平左衛門[㊟]

奥住新左衛門

茶畑村名主中

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

(割印) 一 莖八分五りん

此代拾三文

(割印) 一 ぬかわら

此代六拾八文

ノ百七拾文

三 (六四五)
正保二年一二月二九日 茶畑村家次代納金請取状

西ノ年ノ分家次之代納事

(割印) 一 莖式拾三枚

此代三百八拾文

(割印) 一 繩式百七房

此代金式分五百八拾四文

(割印) 一 ぬかわら

此代莖分八百四拾文

ノ金莖兩八百拾式文

新田分

(割印) 一 繩七房七りん

此代八拾五文

二口合莖兩九百八拾二文

右納所也

正保二年西ノ十二月廿九日

奥住新左衛門[㊟]

茶畑村 六郎右衛門

権右衛門殿

孫 兵衛

(沼津市 柏木正男氏所蔵) まいる

三 (六四八)
正保五年四月一四日 御宿村宮内左衛門隠田一件に

つき訴状

(前欠)

明ル六月も高引申事罷成間敷と申候へ考、訴人仕候か

と申候ニ付指置申候、申之年より戌ノ年まで三ヶ年引
 申候高老人まいニ而何ほとかかと小帳御座候間、御尋
 次第指上ケ可申候事

一 去年御改御座候時、我々共右之引高荒間ニ立御檢地、う
 け申候所ニ、宮内左衛門手前三反四畝歩残し置申ニ付、
 反別名寄指上ケ申時式反式畝十八歩あらわれ候而指上
 ケ申候、残而壹反壹セ拾式歩ハ野屋敷坪ヲ去年之御指
 出しニ宮内左衛門下畑なミニいたし書上申候上ハ、尔
 今隠田御座候事

一 跡々上畑式反三畝三步永荒ニ罷成御指出し仕候所ニ、
 亥ノ御改荒発帳ニ壹反九セ十三歩御座候、残三セ廿歩
 荒起帳ニのせ不申候間、是も宮内左衛門こんもう仕候
 かと存候事

一 永荒之内上ノ原新田ニ立申度由ニ而七左衛門戌ノ年よ
 り我々共ヲ頼ミ宮内左衛門方へさま〜申候へ共、合
 点不致候、彼七左衛門申様ニ、上ノ原三拾九石余之永
 荒うけ取御役等仕候へ者、郷中百姓之たすかり、殊ニ

御公儀様へ御年貢かけ候も上り申儀ニ候間、さま

〜申候へとも、我々共申事一円き〜不申候上ハ、掠

御公儀様ヲ申我かま〜ものニ而御座候、其上彼七左

衛門御前様へ罷出、三拾九石余之御役儀可仕と申うけ、

只今新田ヲ立罷有候へ者、我々共跡々申候儀実儀ニ罷

成候御事

右之条々被為分ヶ聞召、御勘定可被仰付候、以上

正保五年

子ノ卯月十四日

御宿村 太郎兵衛

御代官様

御宿村 次左衛門

半右衛門

御代官様

御宿村宮内左衛門隠田一件につ

き手形

手形之事

一 西ノ年長谷川藤右衛門様御代々戌之年まで、田高七石

壹斗式升隠田仕候ニ付而、去五月十□□□只今迄籠舎

仕候所ニ、何れも御訴訟ニ付而当御代(寛永十九年)午ノ年ノ戌之年

迄五年之御勘定相済、我等儀者御預リニ被成、籠舎御

上ケ被成候義過分至極ニ存候、此上少も申分無御座候、

半右衛門・理兵衛・次左衛門・太郎兵衛四人之者ニも

少も恨申間敷候、殊ニ御中御年貢御役等何ニ而も万事

勘定割リ我等家ニ而手懸ケ仕間敷候、為後日手形如此

ニ候、以上

慶安元年

御宿村 宮内左衛門印

子ノ八月九日

田石八百拾六石三斗四升
畑石四百九拾三石式斗九升壹合

三枚橋

弥惣兵衛殿
十郎兵衛殿

外ニ
一野畑八町九反式畝拾三步

上ケ土 惣左衛門殿

内

千福村

文左衛門殿
太兵衛殿

葛山
伝右衛門殿
平衛門殿

野畑式町四反八畝式步
山畑六町四反四畝拾壹步

上ケ田村 五兵衛殿

大畑 九郎右衛門殿

右之外

金 沢 半兵衛殿

一 高拾四石五斗

興禪寺領

三 慶安三年一〇月二六日 深良村指出

深良村御指出シ之事

一 高今高千三百拾四石四斗九升壹合 田畑屋敷共

内高四石八斗六升 間違

残テ帳面高千三百九石六斗三升壹合

此分ケ

一 高拾石六斗

西安寺領

一 高壹石三斗四升三合

神領

以上

慶安三年

深良村

寅ノ十月廿六日

二郎左衛門[㊦]

段左衛門[㊦]

縫殿右衛門

御奉行様

(裾野市深良 大庭重一氏所藏)

二 慶安五年正月一四日 千福村五人組手形

一慶安五年辰正月十四日御代官へ差出控 千福村取定

書

千福村五人組手形之事

一 毎年如被仰付候、田畑壹畝壹歩之所成共無荒間様仕付

可申候、若少之所成共荒シ申ニ付而ハ、其者之義ハ不

及申ニ、庄や・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候事

一行衛不知不点成者、一夜之宿成共借シ申間敷候、并手

負之者参候者、留置急度御披露可申上候事

一 郷中井堀セキ川除堤并道橋普請ニ庄や申付候、我か

ま、致不出者有之候者、郷中払可申事

一 御年貢米江戸へ納申上乘之義ハ、如御仕置之郷中相談

ニていかにも慥成者を仕立越可申候、他所之者ニ渡切

ニ仕間敷候事

一 郷中ニ而牛馬買申候ハ、盗馬など買不申候様ニ馬之

出所を聞届、其上早々庄屋・五人組ニしらセ買可申候、

左なく候而買申候者、いか様之曲事ニも可被仰付候事

一 郷中ニはくろういたし候者置申間敷候事

一 作人ニも不付、商人ニも不付、すきあひの道も不定、

むさと罷有者、所ニ一日も置申間敷候事

一 盗・はくち・ふひき・かけの双六、此外何ニ而も諸勝

負仕者御座候ハ、急度御披露可仕候事

一 郷中ニ而喧嘩口論致、其上庄や・組頭之下知ニも不隨、

我かまゝ成者郷中ニ置申間敷候事

一 御鷹場へ罷出諸鳥取申間敷候、并御鷹場ニ而鉄鉋(砲)打申

間敷候事

慶安五年
辰ノ正月十四日

御代官様

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵)

一 竹木自身之林ニ而もむさと伐申間敷候、縦家作仕候共、致御披露御指図を請伐可申候、左なく候而伐申ニ付而

ハ何様之曲事ニも可被仰候事(付脱之)

一 他所々之牢人者郷中ニ置申間敷候、縦親類などニ而も

他国へ參、年月を隔立帰度など、申候ハ、様子聞届

所之庄や・組頭ニ相談ニ而置可申事

一 従御 公儀様被仰付候諸役、少もため置申間敷候、若

遅々仕候ニおゐてハ、何様之御仕置ニも可被仰付候事

一 所々堂・宮之林むさと荒申間敷候事、たとへ其堂・

宮之建立ニ遣候共、神主・別当・所之者共相談ニて伐

可申候、左なく候而、むさときりとり申間敷候事

右之通庄屋・五人組成程致吟味、如此手形指上ケ申候、

若此上被仰付候旨違背仕候者、其者之儀ハ不及申ニ、名

主・五人組迄何様之御仕置ニも可被仰付候、仍如件

三三 (六五三)
承応二年二月二五日 御宿村、代官より法度請書

(端裏書)

「御宿村御法度御手形」

指上ケ申手形之事

一 はてれん・いるまん・きりしたん宗旨之者、毎度御法

度堅被仰付候間、無油断吟味仕候ニ付、所ニ左様之も

の無御座候、若御法度之宗旨之もの御座候とわき々訴

人御座候者、其者之儀ハ不及申ニ、庄や・五人組迄何

様之御仕置ニも可被仰付候事

一 男女抱申年記(季)之儀ハ、如御法度之拾ヶ年切ニ抱可申候、

拾ヶ年過候ハ、何様之御仕置にも可被仰付候事

一 百姓中間ニ而徒を企、近所隣郷之庄や・百姓をすゝめ、

惣別何事ニよらず悪事たくミ一れつニ加判なと仕間敷候、若左様成儀たくミ申者御座候ハ、早々御注進可申上候事

一兼而御法度ニ被仰付候牢人もの、行衛不知もの、又ハ出家・こもそう・山伏・びくに其外老人ものニ一夜之宿成共借申間敷候事

一百姓中間ニ而出入之公事有之候時、親類縁者又ハ念比(懸)之者として取持すゝめ為致申間敷候、近郷他領之儀ハ猶以取持申間敷候、若左様ニ仕候と脇々申もの御座候ハ、如何様之御仕置ニも可被仰付候、惣而出入六ヶ敷儀所ニ御座候者、毎度被仰付候通り三ヶ郷之庄や立合扱、急度済可申候事

一所ニ火事なと、申候者、火消し之道具持早々出合可申候事

一御手代衆私欲被成何事ニよらず百姓ニ御非分儀ハ不及申ニ、依怙鬚貞成儀少も無御座候、有体ニ被成候、若御非分之義御座候ハ、早々可申上候、相のひ申上候

者我等共越度ニ可被仰付候事

右前書之通り少も相背仕間敷候、若於猥ニ者何様之御仕置ニも可被仰付候、為後日庄や・組頭判形致手形指上ヶ申候、小百姓方へ右御法度之趣申きかせ、其上拙者共方へ此如文言之手形取置可申候、以上

承応貳年

御宿村

巳二月廿五日

御代官様

- 長左衛門印
- 善左衛門印
- 徳右衛門印
- 兵 四 郎印
- 六右衛門印
- 徳左衛門印
- 理右衛門印
- 兵 三 郎印
- 九右衛門印
- 七 兵 衛印
- 八 兵 衛印

甚 蔵印

伝左衛門印

清左衛門印

弥右衛門印

小兵衛印

孫十郎印

八郎右衛門印

(後欠)

文四郎印

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

権十郎印

長兵衛印

三六(六五三) 承応二年三月一日 御宿村、代官より法度請書

与左衛門印

(端裏書)
「御法度手形」

助次右衛門印

与右衛門印

指上ケ申手形之事

五郎兵衛印

一 郷中ニ而徒成百姓中間ニ而公事を仕候て名主なとへ申

甚右衛門印

分、又はかに立不申候儀御訴訟申候とて小百姓手前(傾城)

七左衛門印

指銭を取、江戸へ参、けいせい(傾城)くるい・はくち・物見

太郎兵衛印

遊山・湯女くるい仕申間敷候、若左様成もの御座候者、

甚兵衛印

毎度申上所ヲ払可申候、たとへ参候共指銭致申間敷候、

上野原新田

七左衛門印

彦十郎印

百姓何事ニよらず一れつ仕申間敷候事

小右衛門印

三太郎印

一 他所々郷中へ参、うたい・つゝ・たいこ・小うた諸

清左衛門印

宮内左衛門印

(去) けいおしへニ参候共置申間敷候、勿論仏法なとおしへ

候もの一円置中間敷候事

一 田畑荒間なく念ヲ入作り可申候、郷中ニ御田地なと悪

作り商内計ニ掛り候て、作等不念作り候者、何もの、

子共ニよらす急度御披露仕、所ヲ払可申候事

一 御城米納才料、郷中ニ而りちきニ而慥成ものニ能請立

指越可申候、渡切ニ仕才料商内ニ為致中間敷候、尤買

納当年カ堅御法度被仰付候、愈々買納ニ仕間敷候事

一 舟并舟道具念ヲ入、古つな舟頭(水主)・かこなと吟味仕、御

城米積立廻可申候、古舟ニつみ中間敷候事

右之通少も違輩(舟)仕間敷候、若相背申候ハ、何様の仕置ニ

も可被仰付候、為後日手形如此指上ケ申候、以上

承応貳年

御宿村百姓

巳三月十一日

長左衛門印

善左衛門印

徳右衛門印

兵四郎印

六右衛門印

野村彦大夫様

徳左衛門印

理右衛門印

兵三郎印

孫十郎印

七兵衛印

九右衛門印

八郎兵衛印

甚藏印

弥右衛門印

八郎右衛門印

文四郎印

権十郎印

長兵衛印

与左衛門印

助次右衛門印

与右衛門印

五郎兵衛印

甚右衛門印

七左衛門印

太郎兵衛印

甚兵衛印

彦十郎印

三太郎印

宮内左衛門印

清左衛門印

半右衛門印

平左衛門印

次左衛門印

上野原新田

頭

七左衛門印

小右衛門印

清左衛門印

伝左衛門印

小兵衛印

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

三 承応二年七月二日 御宿村新田夫殺し一件につき手

形

□し上ケ申手形之事

□夫婦之もの日々ニいさかひ仕候義も□分徒ものニ

御座候而、おつとおころし□たくミ仕候ニ付、小右

衛門義も此度上ケ田村□所へ立のき離別可仕由申候

ニ付、上ケ田村^(庄)屋・組頭中あつかひ御座候得共相済

不申候

□本郷御宿村庄屋中立合ニ而如此御済□被下候、此

上ハ夫婦中間ニ而も随事又ハ□而も此新田つふれ申

候様成悪事□^(手形)諸々之罪此てかたを以何様之御□ニ

も可被仰付候、為後日手形本郷へ□上ケ申候、為後

日、以上

承応式年

巳七月二日

御宿新田

からうと

〔御〕宿村

本郷庄屋中
参

主 小右衛門^①

同 内 儀^①

証人 七左衛門^①

同 清左衛門^①

同 伝左衛門^①

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

三六 ^(六五三) 承応二年二月二日 御宿村、代官より法度請書

〔ケ〕申手形之事

〔之〕通、かるた・けんねんじ〔 〕かけのすころ

く・はくち・ふひき其外何成共勝負一切仕間敷候、但町方在々共ニ五人組として中間吟味可仕、并面々之子共・下人等ニ至迄日夜罷出先々をせんき致、何も右御法度之旨大切ニ相守可申候、自然我ま、成もの候て下知不承はくち致ニおいてハ、何も立合相談之上おさへ置、急度御注進可申候、若面々家々無仕置ニ仕、悪事致候か又ハ横合ハ左様之儀申上ニおいてハ、当人之儀

ハ申ニ不及、庄や・組頭・其者之主人・親等ニ至迄何様之御法度ニも可被仰付候

一 町方之儀ハ不及申ニ、在々迄火之用心成程念ヲ入大切

ニ可仕候、自然御蔵本^(元)近辺ニ火事有之ニおいてハ、火

消之道具調、老人つゝかけ付、御蔵かこい可申候

一 於御鷹場ニ何鳥成共一切取申間敷候、手前せかれ共迄

堅仕置可仕候、并郷中之儀ハ不及申ニ、近所之村々ニ

而夜うち・盗人となりを立候ハ、急可罷出候、日比用

心掛^(心掛)心、あやしき者来り候者様子承、先ニ送届ケ可申

候

右之通庄や・組頭沼津へ被召寄、具ニ被仰渡、其上如此

手形指上ケ申候、只今ハ正・二月迄ハ弥時分柄ニ而候間、

別而きひしく被仰付候、承届ケ申候、少も相背申間敷候、

若致油断此旨相背ニおいてハ、御せんさく之上御 公儀

へ御披露被遊、一村として御法度ニ被仰付候共少も御恨

ニ存間敷候、為後日三ヶ郷にて手形指上ケ申候、以上

承応式年

甚右衛門^①

第1節 近世初期の裾野

巳十二月廿二日

御代官様

七左衛門印
 五郎兵衛印
 助次右衛門印
 太郎兵衛印
 甚兵衛印
 彦十郎印
 忠右衛門印
 宮内左衛門印
 庄左衛門印
 与左衛門印
 権十印
 長兵衛印
 甚藏印
 八郎兵衛印
 八郎右衛門印
 七兵衛印
 九右衛門印

弥右衛門マヤ
 善左衛門印
 長左衛門印
 徳右衛門印
 兵四郎印
 六右衛門印
 理右衛門印
 清左衛門印
 孫十郎印
 兵三郎印
 徳左衛門印
 平左衛門印
 次左衛門印
 半右衛門印

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

元 (二六五七)
明曆三年三月一日 御宿村惣百姓役高名寄帳(竪)

(表紙)

明曆三年
御宿村惣百姓役高名寄帳
酉ノ三月十一日

- 一 高五拾石八斗
- 一 高四拾九石五斗四升八合
- 一 高式拾七石六斗九升六合
- 一 高式拾五石式斗五升七合
- 一 高式拾九石八斗七升五合
- 一 高四拾四石壹斗六升式合

- 平左衛門組
- 半右衛門組
- 甚右衛門組
- 孫兵衛組
- 新田 (左衛門組カ)

高合式百式拾七石三斗三升八合

〇 高七石式升七合 甚右衛門

一 高三石四斗七升六合 佐右衛門

一 高三石式斗式升式合 甚兵衛

一 高六石五斗六升式合 平十郎

一 高五石壹斗八升九合 五郎兵衛

一 高式石式斗式升 長兵衛

小以廿七石六斗九升六合

〇 高五石八斗四升九合 孫兵衛

一 高三石八斗八升 与左衛門

(付箋 位置不明)
一 高七石九斗五合 半右衛門

(付箋 位置不明)
一 西ノ年霜月カ 高式石四斗三升四合 忠兵衛

一 高壹石九升六合 忠二郎

一 高三石式斗九升九合 次兵衛

一 高四斗九升 半兵衛

一 高壹石壹斗九升 七左衛門

第1節 近世初期の裾野

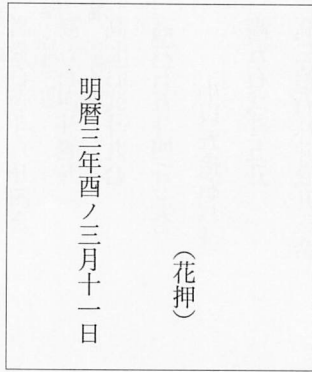
一 高九斗九升八合	久左衛門	一 高菖石式斗八升	平兵衛
一 高七石三斗七升五合	庄左衛門	小以四拾九石五斗四升八合	
一 高式石菖斗七升六合	五右衛門	〇 高五石七斗菖合	長左衛門
小以廿五石式斗五升七合		一 高四斗七合	六右衛門
〇 高四拾四石式斗五升七合	平左衛門	一 高七石五合	徳左衛門
(付箋) 位置不明 一 亥ノ年よ		一 高四石菖斗六升	九郎左衛門
高菖石菖斗六升四合	久左衛門	一 高三石式斗八升三合	彦右衛門
(付箋) 位置不明		一 高六石三升	九右衛門
一 高五石四斗菖升	半右衛門	一 高六石三斗六升四合	八郎兵衛
(付箋) 位置不明		一 高九斗菖升七合	弥右衛門
一 高七石式斗九合	庄左衛門	一 高式石八斗式合	七郎右衛門
一 高六石五斗四升三合	八郎右衛門	一 高七石四斗九升三合	治左衛門
小以五拾石八斗		小以四拾四石菖斗六升式合	
〇 高五石式斗五升	半右衛門		
一 高三拾石八斗菖升三合	宮内左衛門		
一 高五石三斗七升八合	文右衛門		
一 高三石五斗三升	忠兵衛	小以百九拾七石四斗六升三合	本郷分 但新田除
(内菖石九升六合 忠二郎分)			
一 高三石式斗九升七合	徳右衛門	小以合式百式拾七石三斗三升八合	新田共

明暦三年

西ノ三月十一日

半右衛門
平左衛門
治左衛門

(裏表紙)



(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

三〇 万治二年八月 御宿村上野原新田六右衛門家寺請証

文

伊豆佐野村禅洞家宗耕月寺旦那

御宿村分上野原新田 六右衛門

同 女房

同 女子 たん

右之通り今度宗門人数何人御改ニ付、耕月寺□書上ケ□
□少も相違之儀無御座候、若御法度之宗門ニ御座候者拙
僧罷出可申分ケ候、為後日□□_(如性)

万治貳年

伊豆佐野村

亥八月

耕月寺_(印)

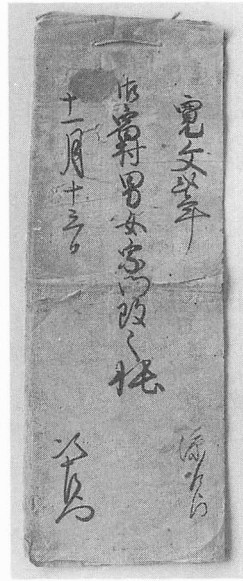
住寺□

野村彦太夫様

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

第1節 近世初期の裾野

三
寛文二年十一月三日 御宿村宗門改帳(横)



(表紙)

寛文貳年
御宿村男女宗門改之帳
十一月十三日
源左衛門
次左衛門

御宿村宗門改之帳
同所

浄土宗源広寺 (印なしママ)

同 寺

宮内左衛門(印)

同 断	同 寺	同 断	同 断	同 寺	同 断	同 断	同 断	同 断	同 断	同 寺	同 所	同 断	同 断	同 断	同 寺
		子			下女	下女	下男	子			下女	下男	子		
女	忠兵衛(印)	は	女	西	は	は	作兵衛	や	女	庄大夫(印)	は	兵右衛門	伊	女	房
房		つ	房	専(印)	ま	つ	衛	す	房		な		助		

同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断		
下女	同	同	下男	子	子	女	次左衛門	母	長四郎	母	源二郎	源二郎	平右衛門	弟	子	子
まつ	とら蔵	十蔵	四郎左衛門	ひめ	源左衛門	女房	次左衛門	母	長四郎	母	源二郎	源二郎	平右衛門	弟	子	子

同寺	同寺	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断
女房	権兵衛	千福村	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断	同断
女房	権兵衛	千福村	ぢやう	こぢよ	なつ	半十	るす	ま	おとまつ	介之丞	主馬之助	女房	半右衛門	同断	同断	同断

同 寺				同 寺				同 寺		同 寺			
		同 子			同 子				子				
女 房	徳 右 衛 門 ④	だ い	と ら 松	女 房	徳 左 衛 門 ④	か な	三 太	女 房	九 郎 左 衛 門 ④	あ き	女 房	彦 右 衛 門 ④	女 母 房

					同 寺				同 寺					
下 女	同	同	同	子		子				同	同	同	子	
下 女	す わ	こ ざ	せ ん	八 十	女 房	長 左 衛 門 ④	い ぬ	女 房	ち ゝ	平 兵 衛 門 ④	た け	右 門	三 九 郎	三 郎 兵 衛

	同 寺		同 寺		同 寺		同 寺		同 寺					
		同子		同子		弟		同子						
女	次 兵 衛門	き な	母	兵 助	ぢ ん	とら 之 助	女 房	五 右 衛 門	三 左 衛 門	母	久 左 衛 門	ま ん	藤 三 郎	女 房

		同 寺		同 寺		同 寺		同 寺						
					同子			下女	子			同	同	子
子	女 房	佐 右 衛 門		六 郎 兵 衛門	(ママ) す け	女 房	伝 兵 衛門	松	て ご	女 房	甚 兵 衛門	平	勘 藏	百 助

第1節 近世初期の裾野

同
寺

小右衛門
④

同

ぢやう

子

つる

子

忠左衛門

女

房

同
寺

五郎兵衛
④

同

つる

同

くに

同

長松

子

伝十郎

女

房

母

甚右衛門
④

同
寺

りき

同

勘藏

水久保村

一向宗長京寺④
且那

同
寺

八郎兵衛
④

子

女房

同

八左衛門

同

女房

同

いね

同

くに

同

はな

同
寺④

七郎右衛門
④

子

女房

子

きわ

同
寺④

九右衛門
④

子

女房

子

物(惣カ)十

同

いち

上ヶ田村

同 は つ

浄土宗浄念寺旦那

上野原新田

七左衛門^印

同 寺

女 房

子

き た

下女

け さ

同 寺

与 兵 衛^印

女 房

子

た ん

同 寺

庄 右 衛 門^印

女 房

子

ぢ や う

同

長 命

同 寺

彦 兵 衛^印

母

女 房

弟

七 蔵

弟

弥 市

子

く ら

右之通り此度宗門御改ニ付而、郷中大小之百姓召遣之^(使)者ニ至迄不残銘々相改如此ニ御座候、若無念成儀も御座候而御法度之宗門耆人も御座候とわきよ申人御座候ハ、其五人組之義ハ不及申ニ、庄屋・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候、以上

寛文貳年

寅之十一月十三日

御宿村

庄や 権 兵 衛^印

同 半 右 衛 門^印

野村彦太夫様

同 次左衛門[㊦]
組頭 甚右衛門[㊦]

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

三 (二六六七)
寛文七年一〇月 石脇村年貢割付状

〔端裏書
「寛文七未年分」

石脇村定免御物成可納一年分書出之事

一米六拾石式斗

一永五貫六百六拾四文

右之通当年未々亥年迄五年定免被仰付候間、毎年霜月廿日以前皆済可仕者也

寛文七年未十月日

井上権兵衛[㊦]

石田庄兵衛[㊦]

渡部郷左衛門[㊦]

右之村名主

百姓中

(裾野市石脇 大庭和彦氏所藏)

三 (二六八九)
寛文九年十一月二日 富士郡六七力村と須山村の

境論裁許状

駿州富士郡神原領拾六ヶ村・加嶋領式拾四ヶ村・吉原領拾ヶ村・東泉院領七ヶ村・沼津領拾ヶ村与駿河郡御厨領須山村境論之事、令糺明之処、拾壹年以来富士郡之内三倉村・比奈村・一色村・久沢村・中野村之者須山村江遣候証文数通有之上者、須山村より申所証摺分明候、富士郡より証文数通差出といへとも、巢鷹之儀ニ付御厨領之者巢鷹山守黒田村助兵衛方江遣候手形ニ而境之証文には難成候、然間須山村申出候境を相立候条向後堅可守此旨仍為後証絵図之面境目に加印判双方江下置之間、不可違失者也

寛文九己酉年十一月十二日

伊右衛門[㊦]

内藏 允[㊦]

三 寛文(一六七)一年正月一六日 御宿村五人組手形(竪)

(表紙)

寛文拾壹年
亥之歳御宿村五人組手形之事
正月十六日

□(豊) 前(印)

出 雲(印)

大 隅(印)

甲 斐(印)

山 城(印)

但 馬(印)

(口絵参照)

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

指上ケ申五人組手形之事

一 毎年如^(敬脱)仰付候、田畑^(敬脱)畝^(敬脱)歩之所成共無荒間様ニ仕付

ケ可申候、若少之処成共荒シ申ニ付而ハ、其者之儀ハ

不及申ニ、庄屋・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候事

一行衛不知不隠之者并ニ坊主・山伏とも、僧・比丘尼・

乞食・非人・さゝらすりニ到ル迄、一夜之宿成共借し

申間敷候、并ニ手負之者参候ハ、留置急度御披露可申

上候事

一 御年貢濟シ兼、致欠落左右成もの御座候ハ、毎度御

披露可申上候、若致油断欠落仕候百姓御座候ハ、御

年貢之義ハ不及申ニ、郷中ニ而弁、御蔵江納メ可申候

事

一 郷中井堀せき川除ケ堤并ニ道普請ニ庄屋申付ケ候ニ致、

我カ儘不出もの有之候ハ、郷中を払可申候事

一 御年貢米江戸江納申上乘之儀者、如御仕置之相談ニ而

如何ニも慥成者ヲ仕立越可申候、他所之者ニ渡シ切ニ

仕間敷候事

一 郷中ニ而牛馬買申候ハ、盜馬等買不申候様ニ馬之出

所ヲ聞届ケ、其上庄屋・五人組知せ買可申候、無左候

而買申候者如何様之曲事ニも可被仰付候事

一 郷中ニ馬喰致候者置申間敷候事

一 作人ニも不付、商人ニも不付、すきあいの道も不立む

さと罷有者、一日も置申間敷候事

一 盜・ばくち・ふびき・かけの双六、此外何ニ而も諸勝

負仕候もの御座候ハ、急度御披露可仕候事

一 郷中ニ喧嘩口論、其上庄屋・組頭下知にも不随、我儘

成者郷中ニ置申間敷候事

一 御鷹場へ罷出諸鳥取申間敷候、并ニ御鷹場ニ而鉄砲打

申間敷候事

一 竹木御 公儀様御林之義ハ不及申ニ、自身之林ニ而も

むさと伐り申間敷候、縦江家作など仕候共致御披露、

御指図ヲ請伐り可申候、無左候而伐り申ニ付而ハ何様

之曲事ニも可被仰付候事

一 他所ノ牢人もの郷中ニ置申間敷候、縦江親類等ニ而も

他国へ参、年月を隔立帰り度なと申候ハ、様子聞

届ケ庄屋・組頭相談ニ而置可申候、付たり、行衛不知

者参俄か坊主ニ成度なと申候者、寺方ハ不及申ニ、

所之一せんずりにも堅くすらせ申間敷候、若猥ニおい

て者庄屋・組頭迄如何様之曲事ニも可被仰付候事

一 従御 公儀様被仰付候諸役、少しもつめ遅申間敷候事

一 所之堂宮之林むさと荒し申間敷候、たとへ其堂宮之建

立ニ遣候とも、神主別当所之者共相談ニ而伐り可申候、

無左候而伐り申間敷候事

右之通り庄屋・五人組成程致吟味、如此手形仕差上ケ申

候、若此上被仰付候趣違背仕候者、其者之儀ハ不及申ニ、

名主・五人組迄何様之御仕置ニも可被仰付候、仍如此ニ

御座候、以上

御宿村

寛文拾老年

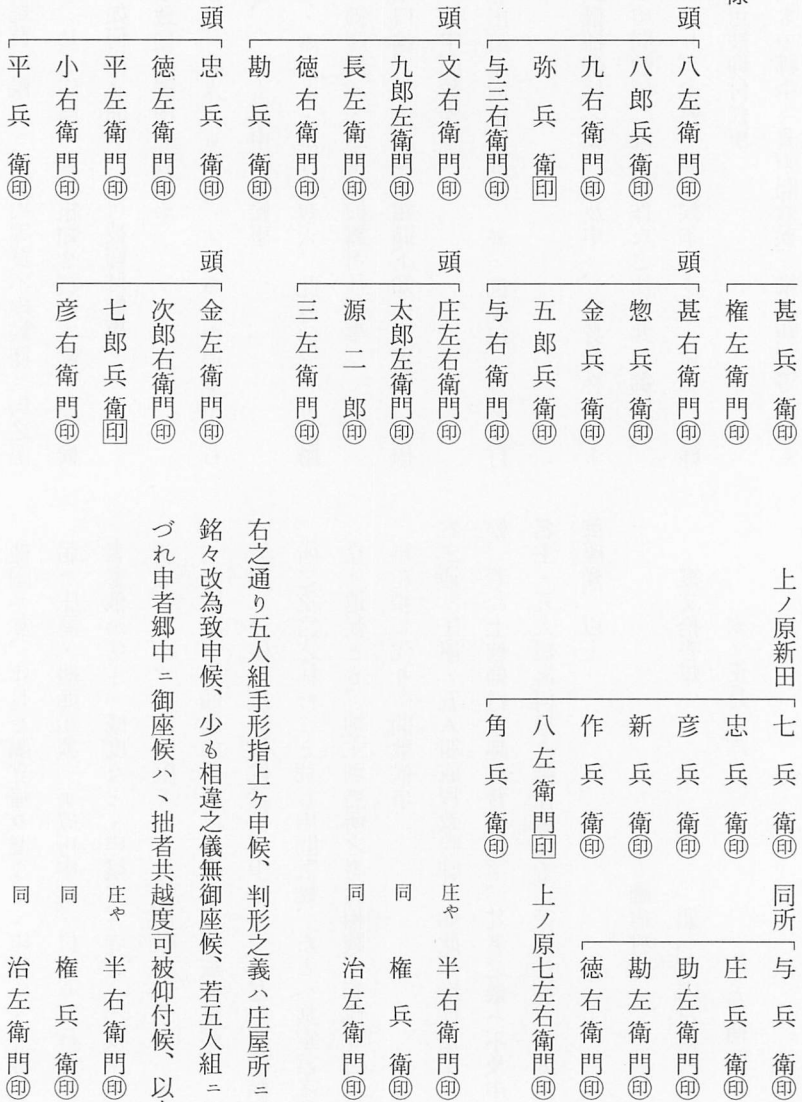
頭 宮内左衛門 ①

亥ノ正月十六日

伊左衛門 ①

伝兵衛 ①

御代官様



第1節 近世初期の裾野

組頭 甚右衛門^①
上野原新田

七左衛門^②

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

め中間敷候、被仰付候通道代・溝代急度作置可申候事
一百姓中間意趣遺恨之者ニ御座候共、非分なる御案内仕

間敷候事

一御内衆背御法度ヲ、何成共悪事被成候ハ、即時ニ可申

上候、隠置中間敷候事

延宝貳年

延宝二年三月二三日 御宿村検地につき起請文前書

起請文前書之事

寅ノ三月廿三日

御宿村 源左衛門

諸星庄兵衛様 半右衛門

野村彦太夫様 権兵衛

成心少之所成共落地御座候ニおゐてハ早々可申上候、

并ニ寺社領之儀者前々從御 公儀様御付置被成候田畑

之外、少之所成共まきらかし申間敷候事

一隣郷地境少も無紛有体ニ申上御案内可仕候、殊ニ当村

之義ハ古檢ヲ以地引仕候へ由被仰付候ニ付而、先御水

帳ヲ以古檢之場所引違不申、銘細古檢ニ引合御案内可

仕候
一今度御檢地ニ而御引被下候溝代・道代之分、以来せは

惣兵衛

三 延宝二年十一月 千福村、代官より年貢皆済以前の

(六七四)

米売買禁止法度請書

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

文右衛門
忠兵衛
上野原 七左衛門

庄屋・組頭・百姓不残加判仕手形指上ケ申候、以上
延宝二年 千福村
寅十一月 名主 長四郎
同 新左衛門
同 文左衛門
同 忠左衛門
同 太右衛門
同 右衛門

野村彦太夫様

指上ケ申手形之事

一 当御年貢皆済不仕之内村中米売買一切仕間敷候、勿論

他所へ少成共米出不申候様ニ大小百姓へ堅御法度之段

可申渡候、若御法度を相背かくし候而米売買仕候もの

御座候ハ、其当人は不及申ニ、庄屋・五人くミ何様

之法度ニも可被仰付候、就夫沼津みなどニ而も米買船

御法度ニ可被仰付候、他所る米買船老艘も御入不被成

候義御尤奉存候、我等共村ニ而御年貢皆済前米売買致

候とワきより申人 [] 加又御聞出被成候ハ、御

僉義の上連判之ものまで急度曲事ニ可被仰付候、為其

(中欠)

[] 同 権左衛門
[] 同 長左衛門
[] 同 右衛門
[] 同 弥兵衛
[] 同 文右衛門
[] 同 惣兵衛
[] 同 []

兵左衛門^印
兵^印
長兵衛^印
三左衛門^印
六右衛門^印
半右衛門^印
七兵衛^印
四郎兵衛^印
兵三郎^印

七郎兵衛^印
金兵衛^印
六郎^印
忠兵衛^印
九郎^印
新^印
太郎^印
勘^印
九郎^印

市左衛門^印

八郎左^印

八郎右衛門^印

(裾野市千福 西島義禮氏所藏)

延宝五年四月四日 茶畑村檢地色付相違につき一札

指上申一札之事

一 今度当村御檢地被遊候時分、色付相違之所御座候由申上候ニ付、色付相違之所有体ニ書出シ可申候、高下無之候様ニ被成可被下由被仰付候へ共、何れも村中之者神文を以詮儀仕候故少も相違無御座候^ヌ、私卒^{マヤ}入少成儀不^レ申上迷惑仕、色付相違之所少も無御座候ニ付、書出申儀不罷成候ニ付、名主中頼入御佗言仕候得者御免被成被下難有奉存候、各様毛頭御依怙最眞無御座有体ニ被仰付候、自今以後何様之訴人御座候共私罷出急度可申分候、為後日別紙手形指上申候、仍如件

茶畑村

覺左衛門

延宝五年

巳ノ四月四日

永野次郎大夫様

今岸半右衛門様

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

左衛門様へ相渡り申候、其刻千福ニ而も御指出シ指上
ケ申候、九左衛門様御わり付御座候を太兵衛方へ渡シ
置申候

九月廿日

千福村

土 (佐)
左 (印)

御代官様

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵)

三六 年未詳 千福村検地後の石盛変更等につき一ツ書

一ツ書にて申上候

一 大久保次右衛門様御代、千福村へ御検地御入被成候ニ
付而高太分ニふる申候間、庄屋・百姓様々御訴訟申上
候へハ、又候哉検地入候義者罷成間敷候間、上中を以
少つゝなおし候様ニと被仰付候間、文左衛門百姓立合
少つゝなおし申候事

一 右之なおし之通りにて御指出シ指上ケ申候、次右衛門
様御カハリめ長野九左衛門様御代官被成候ニ、則次右
衛門様御家老山中勘兵衛殿を惣村中之御指出シ之本九

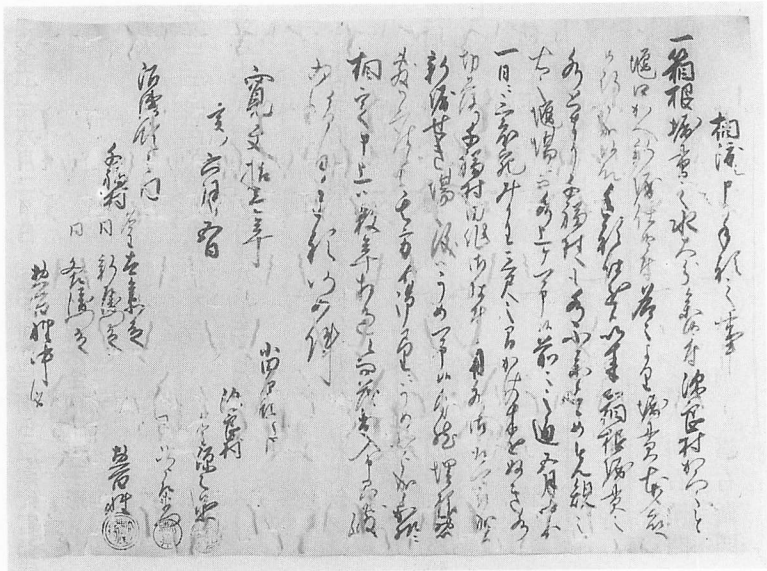
第二節 深良用水

三
寛文^(二六七)二年六月五日 深良村かろうと堰口替新堀に

つき名主源之丞らより千福村へ
通水保証手形

相渡シ申手形之事

一箱根掘貫之水大分參候ニ付、深良村かろうと堰口かへ
新堀仕候ニ付、各々より掘貫本^(元)衆へ御断被成候故手
形仕進候、以来箱根堀抜之水とまり千福村へも水不參
候ハ、如先規之右之堰場ニ而水上ケ可申候、前々之通
五月中より一日ニ三度宛みかわ三尺之間かけの木をぬき
水切落、千福村田作御仕付候用水御取可被成候、新堀
せき場之儀ハうめ可申候、自然埋様悪敷御座候者其方
が御望ニうめ可被成候、か様ニ相定申上ハ、数年相過



候而茂出入申問敷候、為後日手形依如件

寛文拾三年

亥ノ六月五日

小田原領之内

深良村

名主 源之丞[㊦]

同 次郎左衛門[㊦]

惣百性[㊦]

沼津領之内

千福村

名主 太兵衛殿

同 新左衛門殿

同 久左衛門殿

惣百性中

まいる

(口絵参照)

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵)

〇 (一六七九)

延宝七年六月二八日

富沢村勘兵衛ら沼津代官領辰

之御撰米金納請負手形

(前欠)

米合三千四百式拾九表九升五合

金合千百八拾三両三分永八拾毫文七分

内

千百式拾三両三分永六拾八文七分 米代金

六拾両永拾三文 運賃

右之通辰之御撰出し米金納ニ被仰付候米辻如此ニ御座候、

以上

延宝七年

未六月廿八日 駿州沼津領

香貫村

米請人 利右衛門

同 嘉右衛門

沼津富沢村

証人 勘兵衛^印

同 富沢村

一米六拾九表式斗五升九合

柳下源八郎殿分
是ハ納不足ニ付如件ニ候

勘兵衛^印

此代金貳拾貳兩三分永九拾壹文七分

野村彦太夫様

一米拾表三斗六升五合

藤田八右衛門殿分
右同断

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所藏)

此代金三兩貳分永百文四分

一米貳拾六表三升六合

香貫村利右衛門分
是ハ勘定違申故如此ニ候

四 延宝七年七月二日 富沢村勘兵衛沼津代官領辰之御
(二六七九)

此代金八兩貳分永五拾貳文四分七厘

撰米上納金目録

金壹分永貳百六文七分

運賃

(端裏書)
「□子有之処書出候目錄指上申候下書也」

米合百六表式斗九升

此代金三拾四兩三分永貳百四拾八文壹分七厘

辰之御撰米御上納金目録

金壹分永貳百六文七分

米代金
運賃

一金千百貳拾三兩三分永六拾八文七分

右之通辰之御年貢米之内納さかり又勘定違之分米辻如此

但米三千四百貳拾九表九升五合之代^(俵)

ニ御座候、我等共請負參候、金納ニ奉願候、以上

一金六拾兩永拾三文 右之運賃

延宝七年

一金八兩貳分永五拾貳文四分七厘 (利右衛門分勘定
違申候故如此候)

未六月廿八日

駿州沼津領

但米貳拾六表三升六合之代

香貫村

一金壹分永貳百六文七分 右之運賃

利右衛門

金合千百九拾貳兩三分永九拾壹文

内

貳百八拾三兩永三拾文 (香貫御藏 利右衛門分)

内

貳百拾兩

唯今指上ケ申候

四拾壹兩

山友手前ニ有

三拾貳兩永三拾文

(是ハ当八月十日以前ニ御上納可申候、
八月十日迄御待可被下候、奉願候)

九百九兩三分永四拾壹文六分

内

貳百六拾四兩

唯今指上ケ申候

内七拾兩長沢村分

貳拾兩三分

地払米千百八拾六表之運賃

残而六百貳拾五兩永四拾壹文六分

内

三百九拾三兩永四拾壹文六分

山友手前ニ有

貳百三拾貳兩

勘兵衛ニ有

内

壹兩 手形有

岡之宮村

貳兩貳分

中土狩村

貳兩三分永六拾文

木瀬川村

四兩壹分永百五拾文

長沢村

拾七兩貳分永九拾五文

畑中村

四拾四兩三分永百文

玉川村

貳兩壹分

納米里村

貳兩三分

一色村

拾兩

八幡藏組

但当年御城米相廻し不足米之金子出し申候、御藏組
村々ニ有

四兩

玉川藤右衛門

拾壹兩壹分手形有

(柳沢村金右衛門
椎路村三左衛門
五月迄)

拾六兩 手形有

惣ヶ原文右衛門

同断 三拾兩 手形有

石脇平左衛門

同断 貳拾八兩壹分

富沢村

同断 三拾貳兩貳分

富沢村仁右衛門

第2節 深良用水

同断
七兩

中土狩村七右衛門

拾五兩永百五拾五文

勘兵衛

未七月二日

野村彦太夫様

ノ式百三拾貳兩

(梶野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

右式百三拾貳兩之金子如此駿州ニ御座候、少も偽り不申

上候、沼津江被仰遣御せんさく可被遊候、右之金子之儀

当八月十五日以前ニ急度指上ケ可申候、其内御待被下候

様ニ奉願候、以上

延宝七年

沼津領

未七月二日

富沢村

勘兵衛印

一金式拾六兩壹分永百九拾貳文壹分

但米八拾表式斗五升四合代

柳下源八郎殿方
藤田八右衛門殿方

右之通辰之御年貢米納さかり如此ニ御座候、我等請負

申候間金納ニ奉願候

富沢村

延宝七年

勘兵衛印

三 (二六八七)
貞享四年一〇月

御宿村箱根水掛畑田成上穀米出反

歩帳(横)

(表紙)

貞享四年

御宿村箱根水掛畑田ニ成上穀出反歩帳

卯十月

四せ十三歩之内

宿畑 式七十歩
西上畑 四七十三歩

三郎兵衛

同所右之内
丑上畑 式七三步

同 人

清水
丑下畑 式七七歩

平次郎

西下畑 六七五歩

同 人

第1章 近世裾野の成立

まとは
 丑下畑四せ三歩
 壺升壹合
 米式斗七升壹合
 こまかた
 丑下畑三せ廿歩
 壺斗五升四合
 三反畑
 戌下畑三せ十三歩
 壺斗三合
 西
 戌中畑五せ壺歩
 三斗式合
 土橋壺反七畝廿一步之内
 戌上畑五せ廿壺歩
 壺斗八升八合
 丑中畑四せ十四歩
 壺斗四升七合
 丑下畑壺せ十八歩
 五升三合
 かなや
 戌中畑六せ廿式歩
 三斗六升四合
 丑中畑壺せ廿三歩
 酉中畑壺せ廿八歩
 丑下畑三せ歩
 丑中畑式セ四歩
 八升三合

善兵衛
 忠右衛門
 兵左衛門
 伝兵衛
 権兵衛
 同 人
 同 人
 才三郎
 権左衛門
 平四郎
 平二郎
 次左衛門

まとは
 卯ノ年田ニ成候分
 下畑壺せ十三歩
 月屋敷
 下畑四せ廿歩
 前畑壺せ廿八歩之内
 西
 戌中畑壺せ十四歩
 三反畑
 中畑四せ式歩
 そり畑
 中畑三せ十式歩
 かなや
 中畑壺せ廿式歩
 六反九せ十四歩 合付
 三せ十六歩 付荒
 内
 七反三せ歩
 内畑反六せ十八歩当田ニ成入
 上畑廿六歩
 中畑式せ十五歩
 中畑式せ十五歩
 上畑廿六歩

善兵衛
 七兵衛
 八左衛門
 伝兵衛
 同 人
 長右衛門
 平四郎
 伝兵衛
 兵十郎
 才三郎

第2節 深良用水

三反畑 下畑壹せ十八歩
 屋敷そへ八せ廿武歩之内
 上畑貳歩
 月屋敷 下畑七歩
 清水六七五歩之内
 下畑三セ廿歩
 宿畑四セ十三歩之内
 上畑貳セ十歩
 三反畑 戌下畑壹せ廿五歩
 そり畑 六セ廿五歩之内
 中畑貳せ廿五歩
 土はし 上畑五セ廿一步
 かなや 中畑壹せ廿八歩
 丑中畑十四歩
 宿畑 上畑貳せ三歩
 まとは 下畑貳せ七歩
 こまかた 下畑四せ三歩
 下畑三セ廿歩
 中畑貳セ四歩
 土橋 下畑壹セ十八歩
 中畑四せ十四歩

兵左衛門
 文左衛門
 七兵衛
 平次郎
 三郎兵衛
 兵左衛門
 平次郎
 権兵衛
 才三郎
 平四郎
 三郎兵衛
 平次郎
 善兵衛
 忠右衛門
 次左衛門
 権兵衛
 同人

中畑壹セ廿三歩
 下畑三七歩

権左衛門
 平次郎

(裾野市御宿 湯山 悦氏所蔵)